

【課題7】震災等災害時の議会对応内規の見直しについて

1 目的

区内で地震等の大規模災害が発生した際、区議会が区災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

【主な意見】

- ・ 議員が区内の各地域に住んでいるという前提で、区内の災害の状況を議員が一刻も早く把握して、それを集約して対応していきたいという考え方があろうし、区職員は全員が区内に住んでいるわけではない。
- ・ いろいろな問題が現実にはあって、柔軟な対応が必要になりそうである。最悪の事態を想定して、いろいろなシミュレーションをしたい。
- ・ 「災害が起きたときに各議員は何と何をしてください」というフローチャートとか一覧表のようなものを全議員に配ってもらえると、より徹底できるのではないか。

2 墨田区議会災害対策支援本部の設置及び構成

区災害対策本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部を設置し、その構成は、次のとおりとする。

本部長	議長	議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。
副本部長	副議長	本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
本部員	本部長、副本部長を除く全議員	

【主な意見】

- ・ 本部長が消防団長の場合もあるかもしれない。そうなったときには、消防団長の職務を優先するのではないか。
- ・ 本部長の任務の優先順位を議会か消防団かどちらかにすると決めて、規程に盛り込むのはなかなか難しい。本部長の任務を放棄して消防団長の任務に専念していいというような規定にはできないだろう。

3 墨田区議会災害対策支援本部の連絡態勢等

本部長は、本部員等との連絡態勢を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集する。

【主な意見】

- ・ 発災当日の通信網は大丈夫なのか。通信網に支障がある場合は、どのように伝達したらいいのか。

「震災等災害時の墨田区議会对応規程（案）」は別紙のとおり

4 実施状況

平成26年9月30日に、上記のと通りの規程を制定した。

震災等災害時の墨田区議会対応規程(案)

〔平成 年 月 日〕
墨議第 号

(目的)

第1条 この規程は、墨田区内で地震等の大災害その他の大規模災害が発生した際、墨田区議会(以下「議会」という。)が墨田区災害対策本部(以下「区対策本部」という。)と連携協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(墨田区議会災害対策支援本部の設置)

第2条 議長は、区対策本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部(以下「議会支援本部」という。)を設置するものとする。

(議会支援本部の構成)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。

(議会支援本部の連絡態勢等)

第4条 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員(以下「本部員等」という。)との連絡態勢を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。

(区対策本部への要請)

第5条 本部員等が区対策本部に要請しようとするときは、本部長がその内容を集約し、伝達する。

(議会支援本部の役割)

第6条 本部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本部員等の安否等を速やかに確認すること。
- (2) 区対策本部からの情報提供を受け、必要に応じて本部員等へ情報提供すること。
- (3) 本部員等から受けた情報を必要に応じて集約し、区対策本部へ伝達すること。
- (4) 前条の規定に基づき、区対策本部に要請すること。
- (5) 区対策本部からの要請に対し、本部員等と連携し、協力すること。
- (6) その他必要と認める事項

2 本部員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所、連絡場所を速やかに本部長に報告すること。
- (2) 消防団等、地域での役割がある場合は、必要に応じてその活動に従事すること。
- (3) 地域での災害救助活動への参画に努めること。
- (4) 地域で得た情報を必要に応じて別に定める様式(第1号様式)又はこれに準じた書

式により本部長に報告すること。

(5) 本部長を通じた区対策本部からの要請に対し協力すること。

(6) その他本部長が必要と認める事項

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の職員は、次の対応を行う。

(1) 事務局長は、災対区議会部として区対策本部会議に出席し、本部長に区対策本部の情報を提供するとともに、本部長の指示により議会支援本部の情報を区対策本部に伝達する。

(2) 事務局次長は、区対策本部の事務に従事するとともに、事務局長を補佐し、議会支援本部との連絡調整に努める。

(3) 事務局長及び事務局次長を除く事務局職員は、区対策本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

付 則

1 この規程は、平成 年 月 日から適用する。

第1号様式

墨田区議会震災等災害時情報収集シート
(議員 支援本部長)

事務局連絡先
庶務係:03-5608-6350
議事調査担当:03-5608-6351
FAX:03-5608-6415
メール:kugikai@city.sumida.lg.jp

連絡議員氏名:

連絡手段:

確認日時: 年 月 日() 時 分

議員の状況

議員自身の怪我の有無等

家族・住まいの状況

家族の怪我の有無等

住まいの状況

現在の活動状況

現在の所在地

周辺の状況

避難所の状況

今後の対応・要望事項

今後の活動予定

今後の連絡方法

携帯電話番号
その他

メールアドレス

要望事項

処理欄	月	受信者	係長・主査	次長	局長	議長	区本部に連絡
	日						年 月 日 時 分